

9月定例会

補正予算、条例改正、決算認定など 24議案を審議しました

市長提出議案

条例改正等

○行田市斎場条例の一部を改正する 条例 (原案可決)

家族同様のペットの生涯を最後まで見届けたいという市民の声に応えるため、斎場敷地内に建設中の、小動物火葬棟の令和8年2月からの供用開始に向け、所要の規定を整備するものです。

また、人体の火葬に係る斎場使用料について、平成14年の料金改定以降23年が経過し、物価上昇や燃料単価及び人件費の高騰等により、火葬に要する費用が増加していることから、故人の最後のお別れの場として、将来にわたって斎場を安定的に管理、運営していくため、火葬室の使用料を改定するものです。



建設中の小動物火葬棟

○行田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (原案可決)

○行田市下水道条例の一部を改正する条例 (原案可決)

現在、市民の良好な生活環境の保全及び災害の防止を図ることを目的に、事業区域3百平方メートル以上3千平方メートル未満の土砂等の埋立て、盛土、その他の土地への土砂等の堆積について必要な規制を行っています。

令和3年に静岡県熱海市で発生した大規模な盛土崩落を受け、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行されたことに伴い、県の規制対象となる5百平方メートル以上の土地の埋立て等について、本条例の対象外とするため、面積要件を改正するものです。

○行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 (原案可決)

埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正により、医療費の助成の対象範囲が拡大されることに伴い、本条例が定義する重度心身障害者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令において定める2級相当の障害を有する方を新たに追加し、精神

令和6年1月に発生した能登半島地震において、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、これにより排水設備等の復旧が遅れることとなつたことから、国土交通省で定める市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考となる標準下水道条例等が改正されたことを踏まえ、災害等において、排水設備等の工事を行うことができる事業者の範囲を拡大し、工事の円滑な実施を確保するため、他の市町村長または管理者の指定を受けた指定工事店でも、工事を行うことができるよう改正するものです。



能登半島地震の被害

○行田市水道事業給水条例の一部を改正する条例 (原案可決)

○行田市下水道条例の一部を改正する条例 (原案可決)

能登半島地震において、水道事業者が管理する配水管が復旧した以後、個人が管理する宅内配管の復旧が遅